

## ワンダーカード(JCB)規定

**第1条【ワンダーカード(JCB)】** 1.ワンダーカード(JCB)とは、株式会社三井住友銀行(以下「当行」といいます。)の普通預金のキャッシュカード(ただし「キャッシュカード(普通預金・貯蓄預金)規定」所定の代理人カードは除くものとします。)としての機能(「キャッシュカード(普通預金・貯蓄預金)規定」および「ジェイデビットカード取引規定」により定められた機能をいい、以下「キャッシュカード機能」といいます。)と、さくらカード株式会社(以下「当社」といいます。)および株式会社ジェーシービー(以下「JCB」といいます。)のクレジットカード(ただし「JCB会員規約」所定の家族カードおよびショッピングリボ払い専用カードは除くものとします。)としての機能(「JCB会員規約」により定められた機能をいい、以下「クレジットカード機能」といいます。)を一体化し、双方の機能を1枚で提供するカードのことをいうものとします。なおワンダーカード(JCB)のカード券面には「WonderCard」と表示する他、氏名(ローマ字表示)、JCBカード会員番号、JCBカード有効期限およびキャッシュカードの普通預金口座番号等が表示されるものとします。 2.「普通預金規定」、「キャッシュカード(普通預金・貯蓄預金)規定」、「ジェイデビットカード取引規定」、「JCB会員規約」、および「ワンダーカード(JCB)規定」(以下「本規定」といいます。)を承認のうえ、当行、当社およびJCB所定の方法にて入会を申し込み、当行、当社およびJCBが認めた者(以下「利用者」といいます。)に対し、当行、当社およびJCBは、「キャッシュカード(普通預金・貯蓄預金)規定」および「ジェイデビットカード取引規定」により発行されるキャッシュカード(以下「キャッシュカード」といいます。)および「JCB会員規約」により当社が発行するクレジットカード(以下「JCBカード」といいます。)に代えて、ワンダーカード(JCB)を発行するものとします。 3.クレジットカード機能の利用代金等を決済する預金口座(以下「決済口座」といいます。)は、当該ワンダーカード(JCB)の普通預金口座とするものとします。 4.ワンダーカード(JCB)のキャッシュカード機能は以下の3種類とし、申込の際に選択できるものとします。①磁気ストライプ形態のキャッシュカード(以下「ワンダーカード(JCB) (磁気)」)といいますが、②磁気ストライプに加えてICチップでの取引も可能な形態のキャッシュカード(以下「ワンダーカード(JCB) (IC)」)といいますが、③取引の際に生体認証が必要となる生体認証ICキャッシュカード(以下「ワンダーカード(JCB) (生体認証IC)」)といいますが、5.キャッシュカード機能の種類を変更する場合は、当行所定の手続きにより、行うものとします。

**第2条【ワンダーカード(JCB)の貸与および譲渡等の禁止】** 1.ワンダーカード(JCB)の所有権は当行および当社に帰属するものとし、利用者に貸与されるものとします。 2.利用者は、ワンダーカード(JCB)の使用と管理を善良なる管理者の注意をもって行うものとし、ワンダーカード(JCB)を第三者に貸与、質入れ、譲渡等その占有を第三者に移転することは一切できません。 3.利用者は、ワンダーカード(JCB)を貸与されたときはただちに当該カードの所定の署名欄に自署するものとします。

**第3条【ワンダーカード(JCB)の発行】** ワンダーカード(JCB)の発行は、当行、当社およびJCB、あるいは当行、当社またはJCBが指定する第三者に委託して行うものとします。

**第4条【ワンダーカード(JCB)とは別にカードを発行する場合】** 1.ワンダーカード(JCB)の普通預金口座において「キャッシュカード(普通預金・ローン兼用)」等のダブルストライプカードが発行されている場合にワンダーカード(JCB)を発行するときは、ワンダーカード(JCB)とは別に当行は「キャッシュカード(ローン専用)」を発行し貸与するものとします。 2.ワンダーカード(JCB)の普通預金口座に対し当行の「キャッシュカード(普通預金・貯蓄預金兼用)」の発行依頼があるときに、ワンダーカード(JCB)を発行する場合には、ワンダーカード(JCB)とは別に当行は「キャッシュカード(貯蓄預金)」を発行し貸与するものとします。 3.ワンダーカード(JCB)では、当行の国際キャッシュカードサービスを利用できないものとします。

**第5条【ワンダーカード(JCB)の取扱】** 1.利用者は、預入れ・払戻し・振込・振替・現金の借受等の取引が可能な機器(以下「自動機」といいます。)においてワンダーカード(JCB)を利用する場合は、ワンダーカード(JCB)表面に記載されているキャッシュカード機能とクレジットカード機能それぞれについてのカード挿入方向の指示に従って、キャッシュカード機能とクレジットカード機能を使い分けするものとします。 2.利用者が、ワンダーカード(JCB)のデビットカードとしての機能(「ジェイデビットカード取引規定」により定められた機能をいい、以下「ジェイデビットカード機能」といいます。)およびクレジットカード機能の両機能を使用できる加盟店においてワンダーカード(JCB)を利用してショッピングを行う場合には、ワンダーカード(JCB)提示の際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申告するものとします。ただし、ワンダーカード(JCB)(生体認証IC)ではデビットカードとしての機能は利用できないものとします。 3.利用者が、ワンダーカード(JCB) (IC)のICチップによるキャッシュカード機能を使用する場合、当行所定の自動機を利用するものとします。なお、ワンダーカード(JCB) (IC)の磁気ストライプによるキャッシュカード機能を使用する場合、前記以外の自動機で利用できるものとします。ただし、企業内CD機では、いずれのキャッシュカード機能とも使用できないものとします。 4.利用者が、ワンダーカード(JCB) (生体認証IC)のキャッシュカード機能を使用する場合、当行所定の自動機を利用するものとします。ただし、企業内CD機および当行本支店設置の自動両替機では利用できないものとします。 5.第1項および第2項の規定において利用者の過失により使用方法を錯誤した場合に生じる不利益・損害については、利用者の負担とし、また利用者は、利用者の過失により使用方法を錯誤した場合の取引に基づく債務についての支払義務を免除しないものとします。

**第6条【有効期限】** 1.ワンダーカード(JCB)におけるクレジットカード機能の有効期限(以下「有効期限」といいます。)は当社およびJCBが指定するものとし、ワンダーカード(JCB)表面に表示した月の末日までとします。 2.当行、当社およびJCBは、有効期限までにクレジットカード機能退会の申出のない利用者で、かつ、当行、当社およびJCBが審査のうえ引き続き利用者として認定する場合、有効期限を更新した新たなカードを発行します。 3.ワンダーカード(JCB)のキャッシュカード機能の有効期限は、カード券面上に表示されたクレジットカード機能の有効期限と同一とします。 4.ワンダーカード(JCB) (磁気)およびワンダーカード(JCB) (IC)については、第3項の有効期限までに、有効期限を更新した新たなカードを発行し、当行に届出の住所に送付します。その際、利用者は、有効期限経過後のカードを利用者ご本人の責任において廃棄するものとします。 5.ワンダーカード(JCB) (生体認証IC)については、生体認証ICキャッシュカードにかかる特約を準用するものとします。ただし、有効期限を更新した新たなカードのクレジットカード機能については、生体認証情報の登録前でも利用することができるものとします。 6.当社およびJCBがクレジットカード機能の提供を承認しなかった場合には、当行がキャッシュカードを発行するものとします。

**第7条【ワンダーカード(JCB)の盗難・紛失の場合の責任と損害のてん補】** 1.万一利用者が、ワンダーカード(JCB)を盗難、詐取もしくは横領(以下「盗難」といいます。)され、または紛失した場合は、速やかに当社またはJCBのいずれか一方と当行に電話等により届出のうえ、最寄りの警察署へもお届けいただくものとします。 2.盗難・紛失の通知を当行が受けた場合には、当行がキャッシュカード機能を停止するものとします。また盗難・紛失の通知を当社またはJCBのいずれか一方が受けた場合には、当社またはJCBがクレジットカード機能を停止するものとします。 3.第2項に関わらず、当行、当社、JCB3社のいずれか1社に通知があった場合、任意に当行がキャッシュカード機能を、当社またはJCBがクレジットカード機能をそれぞれ停止することができるものとします。これに伴う不利益・損害等については、当行、当社およびJCBの故意または過失による場合を除き、当行、当社およびJCBは責任を負わないものとします。 4.利用者は、ワンダーカード(JCB)が盗難・紛失にあった場合には、第1項の通知のほか、当行に所定の書面により届出を行わなければなりません。この通知もしくは届出前に生じた損害については、当行は責任を負わないものとします。 5.盗難・紛失により被る損害については、キャッシュカード機能に関する損害については「キャッシュカード(普通預金・貯蓄預金)規定」および「ジェイデビットカード取引規定」が、クレジットカード機能に関する損害については「JCB会員規約」がそれぞれ適用されるものとします。

**第8条【届出事項の変更】** 1.利用者が届けた氏名、勤務先、住所、電話番号等に変更があった場合、もしくはワンダーカード(JCB)の決済口座の変更を希望する場合には、利用者はただちに当行先で所定の届出用紙により手続きをしていただきます。利用者が届けた変更事項は、当行から当社およびJCBへ送付し、これをもって「JCB会員規約」に定める届出があったものとします。 2.ワンダーカード(JCB)のキャッシュカード(普通預金)暗証番号を変更する場合には、利用者は遅滞なく当行に所定の書面により届出を行うものとします。また、JCBカード暗証番号を変更する場合には、利用者は遅滞なく当社およびJCBに所定の方法により届出を行うものとします。 3.第1項のうち氏名等に変更があった場合、もしくはワンダーカード(JCB)の決済口座の変更を希望する場合には、第13条所定の再発行手続きがとられるものとします。 4.第2項のうちJCBカード暗証番号を変更する場合には、「JCB会員規約」(カード再発行)に定めるカード再発行手続きが必要となります。(向社が特に認めた方法で変更する場合はこの限りではありません。)

**第9条【ワンダーカード(JCB)の機能分離等】** 1.利用者は、ワンダーカード(JCB)について次のことを行う場合には、当行あて所定の届出用紙により申込みまたは届出を行うものとします。利用者が提出した届出については、当行から当社およびJCBに送付し、これをもって本項に定める申込みまたは届出があったものとします。なお、この場合、ワンダーカード(JCB)を分離するか、ワンダーカード(JCB)の機能のいずれか一方または双方が利用できなくなります。①ワンダーカード(JCB)のキャッシュカード機能とクレジットカード機能を分離し、キャッシュカードとJCBカードそれぞれの発行を希望する場合 ②ワンダーカード(JCB)のキャッシュカード機能の利用を取りやめ、JCBカードのみ発行を希望する場合 ③JCBカードの退会を希望する場合 ④ワンダーカード(JCB)のキャッシュカード機能とクレジットカード機能の両方の利用を取りやめる場合 ⑤決済口座を当行以外の金融機関の口座に変更する場合 ⑥決済口座を解約する場合 2.第1項の場合、当該ワンダーカード(JCB)は当行に提出するものとし、新たにキャッシュカードまたはJCBカードが交付されるまでの間、利用者はキャッシュカード機能およびクレジットカード機能を利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当行、当社およびJCBの故意または過失による場合を除き、当行、当社およびJCBは責任を負わないものとします。3.第1項のうち、①、③、⑤については、キャッシュカード(普通預金)を発行するものとします。4.第1項のうち、①、②、⑥については、当社およびJCBが審査のうえ、承認した場合には、JCBカードを発行するものとします。5.第1項のうち、⑥については、利用者が当社およびJCB所定の方法により、JCBカードの発行の申込をし当社およびJCBが審査のうえ承認した場合には、JCBカードを発行するものとします。

**第10条【ワンダーカード(JCB)の種別変更等】** 1.利用者は、ワンダーカード(JCB)のクレジットカード機能のうち、JCBカードの種別の変更を希望する場合には、当行あて所定の届出用紙により申込みを行うものとします。利用者が提出した届出の全部または一部については、当行から当社に送付し、これをもってJCBカードの種別の変更の申込が当社およびJCBにあったものとします。2.第1項に基づいて、新たにワンダーカード(JCB)(以下「変更後ワンダーカード(JCB)」)が発行された場合には、利用者が貸与されていたワンダーカード(JCB)のクレジットカード機能については、当社およびJCBが変更後ワンダーカード(JCB)を発行することを認めた1ヵ月経過した日以降の当社およびJCB所定の日に失効するものとします。3.種別変更前のワンダーカード(JCB)キャッシュカード機能は、利用者が変更後ワンダーカード(JCB)のキャッシュカード機能を利用した日、または当行が発行することを認めた2ヵ月経過した日以降の当行所定の日以降に、失効するものとします。なお、変更後ワンダーカード(JCB)の貸与を受けたときは、速やかに種別変更前のワンダーカード(JCB)をハサミ等で切断のうえ、廃棄してください。

**第11条【ワンダーカード(JCB)の解約】** 1.当社、または当行の定める期間、利用者によるクレジットカード機能の利用による利用代金の決済(年会費を含む)が無かった場合には当社はクレジットカード機能の解約をすることができるものとします。その場合、当行はキャッシュカード(普通預金)等当行所定のカードを発行し貸与するものとします。2.利用者の責によりワンダーカード(JCB)の再発行ができない場合、ワンダーカード(JCB)の更新発行は行わず解約となり、当社はクレジットカード機能の解約をすることができるものとします。

**第12条【クレジットカード機能の利用停止等と返却】** 1.利用者が「本規定」もしくは「JCB会員規約」に違反した場合、その他当社またはJCBが利用者として不適当であると合理的な理由に基づき判断した場合は、当社またはJCBは、何らの通知、催告をせずしてクレジットカード機能の利用停止または会員資格を取り消すことができるものとします。2.当社またはJCBが第1項により会員資格の取消を行った場合には、利用者はワンダーカード(JCB)をただちに当社に返却するものとし、ワンダーカード(JCB)を当社に返却後に、当行はキャッシュカード等当行所定のカードを発行し貸与するものとします。3.第2項の場合、新たにキャッシュカードが交付されるまでの間、利用者はキャッシュカード機能を利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当行、当社およびJCBの故意または過失による場合を除き、当行、当社およびJCBは責任を負わないものとします。4.会員資格の取消を行った場合には、当行、当社およびJCBはそれぞれの判断で利用者に事情の通知・催告等を行うことなく当行、当社およびJCBの現金自動支払機や加盟店等を通じて、ワンダーカード(JCB)を回収することができるものとします。利用者は、当行、当社またはJCBの3社のうちいずれか1社からカード回収の要求があったときには、異議なくこれに応じるものとします。

**第13条【カードの再発行等】** 1.第7条、第8条第3項および破損、汚損によるワンダーカード(JCB)の再発行を申し込むときは、当行あて所定の届出用紙を提出するものとします。利用者が提出した届出については、当行から当社およびJCBに送付し、これをもって本項および「JCB会員規約」に定める届出があったものとします。また、第8条第4項による再発行を申し込むときは、当社およびJCBに所定の方法により届出を行うものとします。再発行の申込(盗難・紛失を除く)の場合には、当該ワンダーカード(JCB)をあわせて当行に提出するものとします。なお、新たにワンダーカード(JCB)が交付されるまでの間、利用者はワンダーカード(JCB)を利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当行、当社およびJCBは責任を負わないものとします。2.当行、当社およびJCBが、第1項に定めるカードの再発行に応じるときは、当行、当社およびJCBが所定の手続きをした後に再発行します。3.第1項によりカードが再発行される場合には、利用者は当行および当社所定の再発行手数料請求があった場合は、当該請求金額を支払うものとします。4.第1項に基づいて、新たにワンダーカード(JCB)(以下「再発行後ワンダーカード(JCB)」)といえます。)が発行された場合には、利用者が貸与されていたワンダーカード(JCB)のクレジットカード機能については、当社およびJCBが再発行後ワンダーカード(JCB)を発行することを認めた1ヵ月経過した日以降の両者所定の日に失効するものとします。5.ワンダーカード(JCB)のキャッシュカード機能は、利用者が再発行後ワンダーカード(JCB)のキャッシュカード機能を利用した日、または当行が発行することを認めた2ヵ月経過した日以降の当行所定の日に、失効するものとします。なお、再発行後ワンダーカード(JCB)の貸与を受けたときは、速やかに再発行前ワンダーカード(JCB)をハサミ等で切断のうえ、廃棄してください。

**第14条【店舗統廃合】** 当行が店舗統廃合を行った場合は、利用者はワンダーカード(JCB)のキャッシュカード機能を利用できなくなることもあります。この場合には、新たにワンダーカード(JCB)もしくはキャッシュカードを発行し貸与するものとします。

**第15条【情報の管理および同意】** 1.利用者は、当行、当社およびJCBがその相手方に対して、または当行、当社もしくはJCBが情報処理・事務処理を委託する会社に対して、ワンダーカード(JCB)の発行、交付、その他ワンダーカード(JCB)の業務を遂行するのに必要な範囲において決済口座番号、クレジットカード会員番号等の利用者情報を預託することについて、あらかじめ同意するものとします。2.利用者は、当行、当社およびJCBとの間において、以下の目的・範囲内で、情報の提供もしくは交換が行われることについて、あらかじめ同意するものとします。①目的 ワンダーカード(JCB)の発行・交付、および当行、当社並びにJCBが利用者の管理を行うため ②情報の範囲 本申込書等に記載された利用者の属性情報(住所、氏名、生年月日、電話番号、勤務先等)およびその変更内容、決済口座番号、クレジットカード会員番号、ワンダーカード(JCB)についての利用者に関する情報。(当社およびJCBの審査結果・会員資格の取消の事実等) 3.当行、当社、JCBおよび情報処理・事務処理を委託する会社は、提供を受けた利用者の情報を、厳正に管理するものとします。

**第16条【目的範囲内の情報提供および同意】** 1.利用者は、利用者に関する利用内容の情報(以下「利用情報」という。)を、以下の目的・範囲内で、当社およびJCBが当行に提供することにあらかじめ同意するものとします。①目的 (イ)当行が、利用者へ預金・投資信託・ローン等の当行が取扱う商品・サービスをダイレクトメール・eメールその他の方法によって案内を行うため (ロ)当行が、利用者により適した商品・サービス等の研究・開発を行うためおよびアンケートを行うため ②利用情報の範囲 当社およびJCBが保有する利用者のクレジットカード利用情報。2.利用者は、利用者に関する情報を、以下の目的・範囲内で、当行が当社およびJCBに提供することにあらかじめ同意するものとします。①目的 (イ)当社およびJCBが、利用者へクレジットカード・キャッシングリボ払い等の当社およびJCBが取扱う商品・サービスをダイレクトメール・eメールその他の方法によって案内を行うため (ロ)当社およびJCBが、利用者により適した商品・サービス等の研究・開発を行うためおよびアンケートを行うため ②情報の範囲 当行が保有する利用者の取引内容に関する情報(前記第15条の内容に加えて、預金・投資信託・住宅ローン等の内訳およびその残高、各種サービスの契約状況等を含むものとします。) 3.当行、当社およびJCBは第1項および第2項により提供を受けた利用者の情報を厳正に管理するものとし、当行、当社およびJCBのみが利用するものとします。4.利用者が本条項に定める情報交換・利用に同意するときは、当行所定の書面により届出を行うものとします。この場合本条項を適用するものとします。

**第17条【規約および規定の準用】** 「本規定」に特段の定めがない場合は、ワンダーカード(JCB)のキャッシュカード機能については「普通

預金規定」、「キャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定」、「ジェイデビットカード取引規定」、「SMBCダイレクト利用規定」、「生体認証ICキャッシュカードにかかる特約」等を、クレジットカード機能については「JCB会員規約」を準用するものとします。

**第18条【本規定の変更等】** 1. 「本規定」の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、下記のいずれかの方法により変更できるものとします。①当行が変更内容を当行の店頭表示その他相当の方法で公表すること。この場合、その変更内容は、公表の際に定める1ヵ月以上の相当な期間を経過した日（以下「相当期間経過日」といいます。）から適用されるものとします。

②変更内容を当社から通知すること、または新規定を送付すること。この場合、その変更内容は、変更内容を当社から通知した後、または新規定を送付した後にワンダーカード（JCB）を利用したとき（以下「通知後のカード利用日」といいます。）に利用者が承認したものとみなし、その変更内容は通知後のカード利用日から適用されるものとします。2. 「本規定」の変更等を第1項の双方により行う場合、その変更内容は、相当期間経過日または通知後のカード利用日のいずれか先に到来した日から適用されるものとします。

(TK169200・20110301)